

感染症の予防及びまん延防止のための指針

事業所名 訪問看護ステーションみちラボ和歌山

1, 基本指針

地域における感染症の発生状況を把握し、地域で生活する利用者の感染症の予防とまん延防止に努め、株式会社サンブリッジの「誰もが自分らしく生きられる社会を創る」という理念に沿い、よりよい訪問看護の提供を目指し、サービス提供に努める。

2, 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の考え方

事業所は感染症の予防及びまん延の防止の為に次の方針を定め、すべての職員に周知徹底する。

- 1) 感染症対策についての基礎知識を理解することができる
- 2) 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施に努める
- 3) 看護ケアで感染を予防する為に、手指衛生（手洗いと手指消毒）を徹底する
- 4) 地域でどのような感染症が流行しているか把握し、必要な感染症予防対策が実施できる
- 5) 職員は日々の健康管理を徹底し、職員の健康を守ることに努める

3, 基本対応

1) 平常時の対策

1. 事業所内の清掃の実施
2. 手指衛生（手洗いと手指消毒）の実施
3. 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施
4. 従業員の健康状態の確認

2) 感染症発生時の対応

1. 感染症発生状況の把握
2. 感染症拡大の防止に努める
3. 医療機関や保健所等の関係機関との連携
4. 行政への報告
5. 標準予防策と感染経路別予防策の実施と清掃など実施する

4, 感染対策委員会（以下、「委員会」とする）の設置

1) 委員会は年2回（6月・12月・必要時）に定期的を開催し、次の事を検討する

1. 感染症対策マニュアルの見直し
2. 年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する
3. 感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について年に1回（事業所内の役割分

担・感染対策のうえでのケアの演習)などの訓練を実施する

2) 委員会は、管理者を含む各事業所職員で構成する。なお、必要に応じて、事業者職員、協力医療機関の医師や知見を有する第三者の助言を得る。

5, 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修に関する方針

感染症の予防及びまん延防止のための対応を実務化するため、定期的な研修(年1回以上)実施するものとする。研修内容としては、感染症予防等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、感染症対策の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

6, 感染症の発生状況に関して関係機関への相談・報告

1) 感染症の発生、まん延等があり状況が深刻で早急に対応を要する場合

1.管理者又は統括責任者は、適当と考える下記機関相談窓口へ報告し指示を仰ぐ。

和歌山市感染予防対策グループ 073-488-5118

和歌山市保健所 073-488-5109

7, 本指針の閲覧に関する事項 本指針は利用者等がいつでも閲覧することができる。また当事業所ホームページにおいて、いつでも閲覧可能な状態とする。

附則

本指針は 2024 年 6 月 1 日より施行する